第十号の四様式

更　正　請　求　書

受付印 令和　　年　　月　　日 (提出先) 川　越　市　長	※処理事項	発信年月日				
		通信日付印	確認印			

所在地及び電話番号	〒 (電話　　)
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)
(ふりがな) 代表者氏名印	㊞

地方税法　　条　　の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度	年　　月　　日から	年　　月　　日まで
摘　　要	更正の請求前	更正の請求後
課税標準等	円	円
税額等		
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法定納期限	年　　月　　日
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日	年　　月　　日
	第2号の更正・決定等のあった日	年　　月　　日
	第3号の政令で定める理由の生じた日	年　　月　　日
法第321条の8の2の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日	年　　月　　日
更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項		
連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒 (電話　　)	
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　　支店　口座番号(普通・当座)	
関与税理士署名押印	㊞　(電話　　)	

第１０号の４様式記載要領

１　この請求書は、法人の市町村民税について、法第２０条の９の３第１項若しくは第２項又は第３２１条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

２　法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

３　この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に１通提出すること。

４　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第１５項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

５　「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。

６　「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第２条第１２号の７の４に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第１２号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第１２号の７の２に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

７　「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第３２１条の８の２の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写）を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第７条第１項に規定する合意に基づく国税通則法第２４条又は第２６条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

８　「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に通知日を記載した法人のうち更正の請求の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。